

知的財産訴訟手続改革法(試案)

2003年1月10日

- 第一章 総則
- 第二章 知財弁護士
- 第三章 知財訴訟手続等
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、知的財産基本法第15条に定める知的財産権に関する訴訟手続(以下「知財訴訟」という。)の一層の充実及び迅速化を図り、経済社会の現状に適合するよう必要な訴訟手続を改革し、国民の期待にこたえる知財訴訟制度を実現することを目的とする。

第二章 知財弁護士

(知財弁護士)

第二条 弁護士法第72条の規定に関わらず、知財ロースクールの卒業者のうち所定の試験に合格した者は知財弁護士として、知的財産に関する事件において、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができる。

2 知財弁護士は、弁理士法第4条で規定する弁理士業務も行うことができる。

第三章 知財訴訟手続等

(迅速な真実解明への協力義務)

第三条 知的財産権、専用実施権又は専用使用権の侵害に係る訴訟において、当事者は、裁判所による迅速な真実解明に協力する義務を負う。

2 当事者が正当な理由なく前項の義務に違反した場合、裁判所は、当該義務違反当事者に不利益な心証を形成しなければならない。

<なお、現行民事訴訟法第163条(当事者照会) 今後改正される民事訴訟法の訴え提起前の当事者照会・訴え提起前の証拠収集手続に正当な理由なく協力しなかった者についても同様とする。>

(具体的態様の明示義務)

第四条 知的財産権、専用実施権又は専用使用権の侵害に係る訴訟において、知的財産権者、専用実施権者又は専用使用権者が侵害の行為を組成したのものとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する正当の理由が認められないにもかかわらず、相手方が前項の具体的態様を明らかにしない場合には、知的財産権者、専用実施権者又は専用使用権者が侵害の行為を組成したのものとして主張する物又は方法の具体的態様を相手方が自白したものとみなす。

(書類の提出等)

第五条 裁判所は、知的財産権、専用実施権又は専用使用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。
- 3 第一項に規定する正当な理由が認められない場合であって、かつ、侵害行為の立証に必要と認められる場合には、裁判所は、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を当事者に命じなければならない。
- 4 裁判所は、第一項の規定により書類の提出を命ずるに当たり、提出書類の閲覧・謄写の制限（守秘契約締結を閲覧・謄写の条件とすることを含む。） 閲覧・謄写の成果を書証として提出する場合における制限等、営業秘密等提出書類の記載内容に則した付随的命をすることができる。
- 5 前四項の規定は、知的財産権、専用実施権又は専用使用権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(侵害立証のための鑑定)

第六条 知的財産権、専用実施権又は専用使用権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為を立証するため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。ただし、その当事者においてその説明を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、説明を拒む当事者にその説明をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明内容の開示を求めることができない。
- 3 第一項の正当な理由が認められない場合であって、かつ、当該鑑定が侵害行為の立証に必要と認められる場合には、裁判所は、当該侵害行為の認定において、説明を拒む当事者に不利益な心証を形成しなければならない。

(営業秘密保護手続き)

第七条 裁判所は、不正競争防止法第2条第1項第4号ないし第9号(営業秘密に関する不正競争)に係る裁判等営業秘密に係る主張立証を要する裁判においては、当該営業秘密を保護するため正当な理由がある場合には、当事者の申立てにより、当事者に対し、提出書類の閲覧・謄写の制限(守秘契約締結を閲覧・謄写の条件とすることを含む。) 閲覧・謄写の成果を書証として提出する場合における制限等、提出書類の記載内容に則して当該営業秘密を保護するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 裁判所は、前項に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、営業秘密の保有者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された営業秘密の開示を求めることができない。

＜なお、本条第一項違反についての刑事罰も検討する。＞

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から3月以内に施行する。